

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月14日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第16号

**交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則
の一部を改正する規則**

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表3 警察官駐在所の部広島県広島西警察署の款五月が丘警察官駐在所の項中「石内南一丁目～五丁目」の次に「、石内北一丁目・二丁目」を加える。

別表備考中「平成21年3月1日」を「平成21年8月1日」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。